

### 第3回 大阪府土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会 議事概要

1. 日 時 平成28年2月19日（金）午後10時～12時
2. 場 所 大阪府咲洲庁舎23階 会議室
3. 出席委員 常田賢一、平田健正、藤田正憲 以上3名（五十音順）
4. 議 題
  - (1) 土壌汚染対策法等の区域指定における地下水汚染が到達し得る範囲の考え方について
  - (2) 1,4-ジオキサンに係る土壌・地下水汚染への対応について
  - (3) その他
    - 1 大阪府域における地下水利用及び地盤沈下等の状況について
    - 2 土壌汚染に関するリスクコミュニケーション推進に向けた取組みについて
5. 本日の審議会について
  - ・本審議規則第6条第2項にて、会議の開催には過半数の委員の出席が必要であるところ、本日の出席委員は3名であり、会議として成立している。
6. 審議結果概要（委員の主な意見）
  - (1) 土壌汚染対策法等の区域指定における地下水汚染が到達し得る範囲の考え方について
    - ・案については結構かと思う。ただし、将来も地下水を飲用できるかどうか、地下水の予測をすることは非常に難しい。行政として、飲用井戸に健康リスクが生じないように、責任を持って判断すべき。審議会として、必要な指導や助言はする。
    - ・水循環基本法ができ、地下水は私水ではなく公水に移っていくと思う。地下水の利用がルーズなのは日本くらい。井戸の作り方もルーズなので、深い井戸から汚染が見つかった場合でも、実際は深い位置にある帯水層から地下水を取っていない場合があり、どこの帯水層が汚染されているか明確ではないことがある。
    - ・汚染の到達範囲については、データ収集して、計算等を行い数値で出せばいいと思う。まずはモニタリングをしっかりとっていくことが大事。データを集めることについては、自分の敷地であればいいが、他人の敷地を調べるのは困難。
    - ・表2にある条件を民間の方が調べるのは難しい。そういうところでは行政が関与し、こういう会議で専門家としてアドバイスしていくのはいいかと思う。
    - ・土地所有者等にとっては、区域指定されるのが嫌であって、要措置区域も形質変更時要届出区域も変わらないのではないかと。現状、形質変更時要届出区域のような、特に何もしなくてもいい土地でも掘削除去されていることが多い。
    - ・地下水汚染があれば拡散防止措置する、というのは今まででもやられているので、

要措置区域に指定しても、形質変更時要届出区域に指定しても、改めて特別なことをしなければならないという感じではないと思う。どちらの区域に指定したとしても、拡散防止の必要性のあるところはしっかりと指導していかなければならない。

- ・ざっくりで言えば第1種かそれ以外かというところで区域指定の判断が見えてくる。土壤中を移動しやすい物質は原則要措置区域になると思うが、移動しにくい金属等の物質は形質変更時要届出区域でもいいという判断はある。金属のうちでも鉛や水銀はいいが、六価クロムや砒素は移動しやすい。有機溶剤は平面的にも深度方向にも広がっていきやすい。粘土層でも入っていくことはある。
- ・「地質」は洪積層のある深いところを呼び、浅いところについては「土質」と呼んで使い分けている。表現については整理して使うべき。
- ・政令市等にもこういった情報は提供した方がよい。業者から自治体によって判断が違って困るという声も聞く。指導や判断を行うときは一緒に考えてやっていく方がよい。

## (2) 1,4-ジオキサンに係る土壌・地下水汚染への対応について

- ・別紙2-1の太枠内の土壌汚染対策法の「基準」は「指定基準」とした方がよい。環境基準と土壌汚染対策法の基準の対象とする物質が違っていることがある。
- ・土壌環境基準はあるので、汚染があるかどうかは判定することはできるが、土壌汚染対策法の指定基準には入っていないという理由から、土壌汚染対策法上の土壌汚染とは言えない。硝酸性窒素や亜硝酸性窒素と同じ。
- ・ややこしいのは、1,4-ジオキサンは水に溶けやすいのでガス調査では検出されないということ。第一種特定有害物質については、ガス調査が困難な場合、地下水調査で代用しても良いとされているので、大阪府はそれを1,4-ジオキサンにも準用したいということであると思う。将来、土壌汚染対策法の指定基準に追加されるかどうかは、まだ国の方で検討中なのでわからないが、地下水調査であれば指定基準に追加されても調査方法としては問題ないと思う。
- ・地下水汚染の措置方法としてはオゾン処理とか、微生物分解法があるが、土壌汚染があった場合、土壌汚染の措置をやる必要があるかどうか。1,4-ジオキサンはどちらかという土壌汚染というより、浸出水等の水の汚染と考えられる。本当に土の中に汚染があれば、水で洗い出して処理しなければならない。
- ・フェントン法等は1,4-ジオキサンや高濃度の有機物がない場合は有効かもしれないが、コストが非常にかかる。
- ・地下水の採取については、わざわざボーリングしなくても、簡易な方法でも地下水が取ればよい。
- ・試料採取のところで、ボーリング調査と書いているが、地下水なのか土なのか何を取るのが分かりにくいいため、分かるように書くこと。

- ・ 1 ページの3つ目のアンダーラインについて誰がいつまでにやるのかがわからない。環境省が今後検討するので、それらの動向を把握して指導に活かしていくということだと思うが、誤解されるとよくないので文言については精査して欲しい。

### (3) その他

#### 1 大阪府域における地下水利用及び地盤沈下等の状況について

- ・ 地下水を利用しようとする動きはないのか。地盤沈下は沈静化しているが、水位が上がってくるのは問題。
- ・ 地下水は自然状態であればよいが、人間が住むところはどうしても汚れるので地下水は動かした方がいい。地下水の利用について、機会があればぜひ考えていただきたい。
- ・ 新たに掘られる井戸は過去と比較して深くなっている等の傾向はないか。井戸が深ければ地盤沈下の影響は少ないと思っているので、井戸がだんだん深くなっているかどうか等のトレンドをみておくのも良い。

#### 2 土壌汚染に関するリスクコミュニケーション推進に向けた取組みについて

- ・ 自治体の環境部局が弱体化していると感じている。技術的な助言がますますできなくなっているのではないかと思う。府は権限移譲をしているので、リスクコミュニケーションの中で、自治体への周知をどうしていくかというのも課題。
- ・ 指定調査機関のレベルを上げるのも課題であるが、行政のレベルを上げるのも課題である。東京都や大阪府のような事例の多いところはいいが、年に数件かしかないとところではレベルの維持が難しい。行政によって指導内容に差があり、対応に困ると言われることもある。
- ・ 大阪府が府域の自治体に対して情報提供する等サポートが必要と思う。